

日調連発第182号
令和6年9月18日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

この度、総務大臣から、標記調査の開始に係る事前周知について別添のとおり依頼がありました。

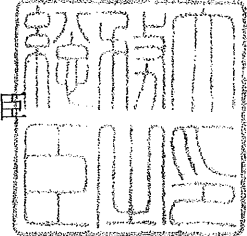
同調査は、サービス産業の事業活動の動態を明らかにする統計を作成することを目的として、令和7年1月から新たな基幹統計調査として総務省統計局が毎月実施するもので、統計法に基づく報告義務のある調査ですので、調査書類が届きましたら回答されるよう（原則、インターネットによる回答）貴会会員への周知をお願いします。



総 統 経 第 116 号
令 和 6 年 9 月 10 日

各 位

総 務 大 臣



サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

日頃より総務省統計局が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。

「サービス産業動態統計調査」は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、四半期別GDP速報（QE）を含む国民経済計算や第3次産業活動指数等の基礎データのほか、月例経済報告における経済動向把握・基礎資料、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されることが期待されます。

「サービス産業動態統計調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「サービス産業動態統計調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。